

# 平成24年度に児童相談所長により申立てされた 親権停止等の審判の事例

## 1. 児童相談所長による親権制限に係る審判の申立て

平成24年度に全国の児童相談所長が行った親権停止の審判の申立ての実績は、17自治体で27事例であった。

【平成24年度に行われた親権停止事例の概要（7月以降の事例から選択）】

### 事例1

#### <申立ての背景>

- ・ひとり親家庭。
- ・保護者から子どもへの暴行などの不適切な行為があったため、一時保護。
- ・子どもは保護者を恐れて帰宅を拒否。児童精神科の診察では、治療が必要な状態との診断。
- ・児童相談所は親族宅への引き取りを検討。保護者は児童相談所の方針や子どもの意向に反対。本児の治療にも理解を示さなかった。

#### <申立て後の状況>

- ・親権停止の保全処分が決定し、親族が親権代行者となった。
- ・子どもは親族宅で生活している。

### 事例2

#### <申立ての背景>

- ・養育困難を主訴に乳児院入所中のダウン症の子ども。心室中隔欠損等の診断がある。
- ・誤嚥性肺炎による入院後に心不全等が進行し、早急にカテーテル検査による評価と外科的治療が必要となった。
- ・病院は保護者に来院を求めたが、保護者は拒否。児童相談所からの連絡にも拒否した。

#### <申立て後の状況>

- ・親権停止の保全処分が決定し、児童相談所長が職務代行者となった。
- ・心臓手術を無事終え、経過は良好である。
- ・他に大きな手術の予定がないため、本案を取り下げた。
- ・保護者は施設入所には引き続き同意しており、措置は継続している。

### 事例 3

#### <申立ての背景>

- ・ 継母の虐待のために児童養護施設に入所して、高校 3 年となった。
- ・ 今後の進路等の相談や各種手続きのために未成年後見人の選任が必要。
- ・ 行方不明であった実父の所在が判明し児童相談所から連絡を取ったが全く応答がなかった。
- ・ 未成年後見人の選任をするために実父の親権停止が必要。

#### <申立て後の状況>

- ・ 実父の親権を停止して、未成年後見人による自立のための各種手続きを実施。

### 事例 4

#### <申立ての背景>

- ・ 病院からのネグレクト通告を受理。脱水症状や栄養失調の原因について母が十分な食事を与えなかった疑いがあった。
- ・ 母は性急な退院を求め、退院後の通院や関係機関の訪問を拒否した。また、施設入所を拒否し、児童相談所との関わりを一切拒否すると主張した。
- ・ 以前にも虐待通告を受けたことがあり、その際に母は児童相談所の関わりを拒否したために子どもの安全確認ができず、臨検・捜索を検討したことがあった。
- ・ 母は、強迫神経症の診断を受けていたが通院服薬をしていなかった。
- ・ 母は、子どもが感染症にかかることを過度に恐れ、清潔維持に異常にこだわっていた。
- ・ 子どもの退院可能になるのを待ち、退院日から職権による一時保護委託開始。

#### <申立後の状況>

- ・ 母の親権を停止して、子どもに必要な医療行為が行えるようにするとともに、登校のための転校手続きを実施する。
- ・ 今後は母への指導の効果を見極め、母が養育可能かどうかを判断する。

平成 24 年度に全国の児童相談所長が行った親権喪失及び管理権喪失の審判の申立ての実績は、4 自治体で 4 事例あった。

## 2. 児童相談所長による複数人又は法人の未成年後見人の選任の申立て

平成 24 年度に全国の児童相談所長が行った複数人及び法人の未成年後見人の選任の申立ての実績は、8 自治体で 13 事例であった。

法人で未成年後見人として選任されたものは、児童が入所していた児童養護施設の設置主体である社会福祉法人、後見事業を専門とした NPO 法人の事例が多くあった。複数人の未成年後見人事例としては、弁護士と親族による事例や司法書士と複数人の社会福祉士による事例などがあった。